

製品別の主な意見と変更の概要

複数の製品区分に関連する意見

- **機器出荷データの年次報告**：EPA は、出荷データの機密性に関して複数の意見を受け取った。EPA に送信する前にデータを集約する第三者機関に対して、データを提出できることを、EPA は明確にした。また関係者は、機器出荷データの区分化に関する規定が、製造事業者への追加負担を意味すると意見した。この要件は、本プログラムの現行バージョンにおけるデータ収集方法から逸脱していない。例えば、亜種による出荷データの区分化は、既に一般的である（例：コンピュータの出荷データは、デスクトップコンピュータ出荷データ、ノートブックコンピュータ出荷データ、ワークステーション出荷データ等に分類されている）。EPA は、最初の草案に示されている文言を維持する。EPA は 2011 年早期に、パートナーが ENERGY STAR として製品を適合にしているすべての製品区分について、機器の出荷データを提出するようパートナーに求める予定である。
- **公差**：関係者は、最低効率基準プログラムについて DOE が採用しているものと同様の許容範囲を、EPA が利用することを要求した。EPA は、ENERGY STAR 適合に関して公差を認めておらず、また製造事業者について、ENERGY STAR 製品基準に示されている試験規格を適用する際に、製造上のばらつきを考慮する適切な立場にあると考えている。

家庭用電気製品と温水器

- **DOE 規格との整合**：関係者は、10 CFR 430 の関連部分において DOE が求める製品定義、製品群（ファミリー）の扱い、および端数処理指針と同じものを、EPA が使用することを提案した。家庭用食器洗浄機、衣類洗濯機、居室用空調機器、および家庭用冷蔵庫と冷凍庫に対する確定版の ENERGY STAR 基準は、現行の DOE 規格（すなわち、10 CFR 430）と一致している。基本モデルの定義と構造を明確にするという取り組みは、DOE により現在進行中であると EPA は理解している。DOE 規格が修正される場合、EPA は関係者と協力して、関連する ENERGY STAR 基準に当該修正を組み入れる予定である。

照明

- 2010 年 7 月 20 日、EPA は、照明製品（SSL、CFL、および ILL）に関する製品の適合取消手続の変更を公表した。EPA は、2010 年 7 月 20 日付け文書に示されている変更を反映するように、既存の照明製品基準を修正した。

家庭用電子機器(CE)および IT 機器

- **技術的意見**：EPA は、CE/IT 製品の適合基準と試験方法の改定案について、様々な具体的かつ技術的な意見を受け取った。パートナーが、明確性あるいは、製品の ENERGY STAR に適合する能力に及ぼす変更案の影響について懸念を示す、ほぼすべての事例について、EPA は、現行の基準文言を元に戻した（例：コンピュータ基準における製品区分の一覧は、バージョン 5.0 の構成と内容に戻された）。EPA は、この取り組みにおいて受け取った意見の記録を保管し、各製品の次回の全面的基準改定の作業において、変更案を提示する予定である。
- **ラベル表示の文言**：適合製品に対する既存のラベル表示慣行への混乱を最小限に抑えるために、EPA は、個別の製品に対する ENERGY STAR 認証マークの使用に関するすべての要件（例：製品梱包や販促資料への表示）が、本プログラムの既存の規定と一致していることを確実にした。
- **試験方法**：EPA は、試験方法の標準構成に対して、以下の変更を行った。

- 電力計の特性に関する多くの関係者意見に応じて、EPA は、電力計の特性を説明する文言を、現在有効な基準のものに戻した。EPA は、プログラム全般にわたり電力計特性の説明に整合性を求める考えを維持し、各 ENERGY STAR 製品区分の次回の全面的改定作業において、本件を協議課題として紹介する予定である。
- 現在、試験電圧表には、ENERGY STAR パートナー国への参照のみが示されている。
- **内部電源装置の証明書の提出**：関係者は、製品認証手続きにおいて実施される試験所における試験の代わりに、EPA の認可を受けた電源装置試験施設による遵守証明書を、EPA は受け入れるべきであると、提案した。EPA はこの提案を支持する。よって、基準における内部電源装置試験方法への参照は削除された。
- **研修と消費者教育の要件**：EPA は、現在有効な基準における使用者教育要件と一致するように、パートナーの責務を改定した。要件が無かった場合には、当該箇所を削除した。
- **製品群 (ファミリー)**：EPA は、製品群に関する提案に対して、様々な意見を受け取った。ある製品については意見をほとんど受け取らなかったが、他の製品については、EPA の提案に対する大きな反発を受け取った。EPA は、現在有効な基準に見られる製品群定義に関する既存指針に戻した。コンピュータおよびサーバーに関する具体的な意見は、以下のとおり。
 - コンピュータの製品群要件案について、関係者は、何が製品「群」であるのかを、製造事業者が定義できるようにすべきであると提案した。これは、すべての製造事業者の製品に合う製品群の標準定義を策定することは不可能であり、しばらく間は現行のままにしておくことを意味している。よって EPA は、本プログラムの現行バージョンと一致する規定に修正した。
 - サーバーの製品群要件について、2 人の関係者は、EPA が、製品群の適合が簡単になるように、バージョン 1.0 における既存の製品群の仕組みを修正していないという懸念を示した。EPA は、サーバー基準バージョン 2.0 において製品群の規定に対処するように、関係者と取り組みを進めているところである。EPA は、本件について調査するという関係者の取り組みを強く支持する。バージョン 1.1 草案および確定基準に反映されている変更は意図的に制限されており、製品の ENERGY STAR 適合に影響を与える課題については、現在進行中の全面的な基準改定作業に委ねられた。
- **試験に必要な台数**：最初の 1 台が ENERGY STAR 要件の 10% に入る場合において、追加 2 台の試験を求めるという案に関して、EPA は多くの意見を受け取った。慎重な検討の後、EPA は、現在有効な基準に見られる機器の試験要件に戻した。追加の機器試験要件が無い基準については、確定指針に規定は含まれていない。最終的に EPA は、機器によるばらつきについて更に調査を進め、基準改定の際に当該製品に適した要件を組み入れる予定である。

テレビ

- **電力過剰 (オーバーハング)**：EPA は、テレビのバージョン 4.2 草案における電力過剰の件に関して、矛盾する提案と意見を受け取った。これに応じて EPA は、最終草案から電力過剰を削除したが、その代わりに、今後数ヶ月間にわたり、関係者と協力して、電力過剰に関する時間制限や試験方法を定める予定である。

コンピュータ

- **完全なネットワーク接続性**: EPA は、コンピュータ基準バージョン 5.2 において、完全なネットワーク接続性（「プロキシング」）要件を維持した。EPA は、プロキシング技術を使用するノートブックコンピュータの TEC 比重案について懸念を受け取った。これに応じて、EPA は、間もなく開始予定の次回の基準改定（バージョン 6.0）の一部として、ノートブックに対する比率を再検討する予定である。
- **長期／短期アイドル**: EPA は、バージョン 5.2 に長期および短期アイドル状態の概念を組み入れるという、業界からの提案を受け取った。EPA は、当該分野および他の分野において、Ecma-383 規格と整合させる取り組みを概ね支持するが、本プログラムの既存の構成を変更することは、バージョン 5.2 基準の目的ではなかった。このように、EPA は、アイドル状態に関する既存の文言と構成を維持したが、Ecma-383 との整合化を進めるために、全面的な基準の改定作業を通じて関係者と協力して取り組む予定である。